

台風19号の記録的豪雨で被災された 皆さんにお見舞い申し上げます!!

り災証明書があれば「り災休暇」を 請求することができます!!

り災休暇【労働条件に関する協約第93条(4)、就業規則第77条(3)】風水震災等の不可抗力の災害により、家屋に損壊を受けた場合、5日以内の必要な時間または期間の休暇を、会社が認めた場合、有給で付与されます。り災休暇を請求する場合には、り災証明書の提出が必要です。

り災証明書発行の申請は、被災者本人が行うことが基本です。(委任状があれば代理人でも可です)火災の場合は消防署、その他の災害の場合は市町村が発行します。申請の様式は自治体によって異なりますので、それぞれの申請先に確認して申請してください。申請書には申請者氏名、住所、連絡先、建物の所在地、り災日、災害(火災)の内容、被害状況などを記載します。本人証明書類(免許証など)と被害状況の写真が必要な場合がありますので、出来る限り現場の記録は残しておくようにして下さい。

被災状況によって共済給付申請ができます!!

○JR 総連総合共済の給付内容について、右の表をご確認ください。給付の対象となる場合は、分会役員に相談してください。

※浸水で申請する場合には、浸水したことがわかる写真が必要です。水が引いた後でも、どこまでどのように浸水したのか、状況がわかる様に写真を撮ってください。(壁などについた水の跡でも構いません。)

こくみん共済 COOP (全労済) の火災共済・自然災害共済に加入している場合も、連絡・相談をしてください。

《持ち家の場合》

給付区分	共済金
全壊(延面積70%以上)	50万円
半壊(延面積40%以上)	30万円
一部損壊(延面積20%以上)	7万円
床下浸水で地盤面から30cmを超えるとき	2万円
被害額2万円を超えるとき	1万円
自然災害で被害額が1万円を超えるとき	5千円

《借家の場合(家財のみ)》

給付区分	共済金
全壊(延面積70%以上)	20万円
半壊(延面積40%以上)	12万円
一部損壊(延面積20%以上)	3万円
被害額2万円を超えるとき	1万円
自然災害で被害額が1万円を超えるとき	5千円

相互扶助・共済活動を取り組み 早期復旧・復興を実現させよう!!